

## 宇土市建築物耐震改修促進計画の一部変更に関する方針

令和8年3月

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号。）第6条の規定により、市町村は、都道府県建築物耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「宇土市耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

国の基本方針では、建築物の耐震化の目標設定を「住宅」については令和17年までに、「要緊急安全確認大規模建築物」については令和12年までに、「要安全確認計画記載建築物」については早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

熊本県建築物耐震改修促進計画についても、国の基本方針に基づき令和8年3月に改定され、建築物の耐震化の目標設定を「住宅」については令和17年度末までに、「要緊急安全確認大規模建築物」については令和12年度末までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

なお、「要安全確認計画記載建築物」については、現時点で指定している県内の建築物がすべて耐震性を有していることから、目標の設定は行わない。

これらのことから、次期の宇土市耐震改修促進計画は、当該国の基本方針及び熊本県建築物耐震改修促進計画の改正に基づき策定することとし、次期宇土市耐震改修促進計画策定までの間は、現宇土市耐震改修促進計画を引き続き適用して、建築物の耐震化を促進することとする。

## 【参考】

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）抜粋

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2・3 〔略〕

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 〔略〕

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 〔略〕

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、延滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 社会資本整備総合交付金（平成22年3月26日制定）

※社会資本整備総合交付金（防災・安全社会資本整備交付金）を活用して行う建築物の耐震化に係る事業は、耐震改修促進計画に基づくものであることが要件とされている。

（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①-3他）